

第十三回 参議院厚生委員会會議録 第二十五号

(一〇九二)

昭和二十七年六月十三日(金曜日)午前
十時三十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 梅津 錦一君
理事 長島 銀藏君
井上なつる君

委員

大谷 豊潤君
中山 壽彦君
藤森 眞治君
河崎 ナツ君
山下 義信君
谷口彌三郎君

衆議院議員

政府委員

厚生政務次官 松野 頼三君
厚生省大臣官房 曾田 長宗君
統計調査部長 山口 正義君
厚生省公衆 阿部 敏雄君
衛生局長 木村忠二郎君
引揚療養所長官 事務局側

常任委員

常任委員 草間 弘司君
常任委員 多田 仁巳君
常任委員 会専門員
会専門員

○日本赤十字社法案(衆議院送付)
○小委員会設置の件
○小委員選任の件
○広島市大須賀町に特殊飲食店街設置

反対の請願(第六三三三号)

○厚生省設置法の一部を改正する法律案に関する件

○国立病院特別会計所属の資産の譲渡等に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○内閣委員会に申入れに関する件

○委員長(梅津錦一君) これより厚生委員会を開きます。

日本赤十字社法案を議題といたします。提案理由の説明につきまして、衆議院のほうから青柳さんが見えられておりますので、御説明を頂きたいと存じます。

○衆議院議員(青柳一郎君) 只今上程せられました日本赤十字社法案について、その提案理由を御説明いたします。

先づ本案は、日本赤十字社の行う事業の公共性と国際性に鑑みまして、日本赤十字社の特性を生かし、その自主性を重んじ、事業の円滑適正なる運営を期せしめ、一つには、日本赤十字社が国内の現状に即してその本来の使命を發揮し、国民生活の安定に一段の力を尽くすようにいたしますと共に、又一つには、日本赤十字社が国際赤十字の一員としての地歩を強め、我が国をめぐる複雑な国際情勢の下にあつて、赤十字国際機関並びに各国赤十字社とよく力を合せ、世界の平和と人類の福祉に貢献せしめますために、日本赤十字社を特殊法人に改組し、これを強化しようとするものであります。

ります。

そも、赤十字は、世界の平和と人類の幸福とをもちたすために、一八六四年八月十二日スイス国ジュネーヴにおいて、スイス国ほか十一カ国の間に締結された戦時における戦傷病者を救済しようとする「赤十字条約」によつて確立せられ、一九〇六年及び一九二九年の再度の条約改正を経まして、現在我が国を初め七十カ国によつて支持せられ、又赤十字社は、赤十字条約加盟各国においてこの条約の崇高な使命を達成するために奉仕しようとする、平和を愛好する人々によつて組織せられ、その活動は赤十字条約の規定に従つて戦時における戦傷病者の救済に奉仕するほか、真の平和と人類の福祉を確保するための根源に遡つて、常時において人々の健康を増進し、疾病を予防し、又天災地変その他不測の不幸から派生する生活上の苦痛を軽減することにあらゆる努力と奉仕がなされ、而もこの努力と奉仕は自国民のみならず、可能な限り広く世界各国の人々の上になされるものであります。このため赤十字条約加盟国の各赤十字社は、国際赤十字機関を構成して組織ある赤十字活動を展開し、且つ赤十字活動を通じて強固な国際親善の基礎を培ひ、世界恒久平和の達成に貢献いたしておりますことは、御承知のとおりであります。この御承知のとおり、日本赤十字社は、自国赤十字社を公認し、種々の特権と便宜を与え、その發展振興に當つております。

することは、けだし上述の理由によるものであります。

殊に昨年九月平和条約調印の際、日本は、平和条約発効後一年以内に「一九四九年八月十二日の戦争犠牲者の保護に関するジュネーヴ諸条約」に加入することを世界に宣言いたしましたことから、日本赤十字社の制度をこの際連かに確立して該条約受入の態勢を整えますことは、平和を愛好する我が国の真摯なる態度を世界に宣明するものであると深く信ずる次第でございます。従つて日本赤十字社に対し、その所期する活動を期待いたしますためには、現在のような民法上の一般社團法人として運営せしめることなく、日本赤十字社の性格とその実態に即し、特殊法人としての法的根拠を与え、国の指導援助の下に強力にして且つ健全な運営を図らしめることが、最も重要であると思惟されますので、ここに日本赤十字社法案を提案いたしました次第であります。

に即応する民主的なものとしたし、總會に代るべき代議員会を設くる等、その運営管理の基本について規定したことであります。

第二に、日本赤十字社の国際的な性格に鑑み、その運営の成否は国際信用の上に至大の關係を持つものであると、その本来の使命を果すよう国際協力の原則を規定したことであります。

第三に、日本赤十字社に対する国の立場を明らかにしたことであります。

日本赤十字社の活動は、赤十字条約の規定に基き、篤志赤十字機関として国の赤十字に関する条約業務に奉仕し、平時においては健康の増進、疾病の予防及び苦痛の軽減等のための国家的施設を補足するものでありますから、国は日本赤十字社によつて実施されるこれらの役割に対し、その代償として必要な特権と便宜を与え、又物心両面に亘る援助をなすこととしたのであります。併しなから、他面日本赤十字社の役員決定、その他運営の本質に直接關係ある事項につきましては、赤十字国際會議において決議された諸原則を尊重し、又その国際的な性格から考へまして、中立性を保持せしめる必要から、その自主性を重んじ、不当な関与はこれを避けしめることとしたのであります。

第四に、日本赤十字社が現在なお千三百万人に及ぶ社員を擁する全国的組織の杜撰たる性格に鑑み、その基盤

たる社員について一章を設け、その資格、加入脱退並びに権利義務等を明確ならしめたことである。

第五に、日本赤十字社の業務を明らかにすると共に、赤十字に関する条約に基く業務並びに非常災害時又は伝染病流行時における非常救護のため必要とする看護婦等救護要員の確保について必要な看護婦養成等に関する事項を規定したことである。

第六に、監督規定を設けて、日本赤十字社の業務につき、その適正な監督を実施することとしたのであります。日本赤十字社の運営につきましては、その特性を活かし、自主性を重んじて健全な発達を奨励促進せねばならないことは言を待たないところであり、その健全な発達を促すためには、常に善意に基づく監督が必要でありますので、そのために業務上必要な命令をなし、又役員中不都合の行為のあつた者に対してはその解任を勧告し、又監督上必要な報告を徴し、或いは又事務所に立ち入り業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査し、その業務の適正な実施を期せしめることとしたのであります。

第七に、日本赤十字社の行う事業に対し、国又は公共団体の助成の途を講じたことである。日本赤十字社は、その性格から社員の餉金によつて維持経営せられるのが理想であります。非常救護のための救護班の派遣とか、病院、診療所及び療養所の創設、拡張、改良とか、或いは又救護員の養成のためには、多額の費用を要することが予想せられ、社員

の餉金のみを以てしては、到底賄ふことができないのみならず、これらの事業はいづれも国家的施設の補足をなすものでありますので、これらの費用に對して国又は公共団体は或いは補助金を支出し、或いは有利な条件で貸付金を支出し、又は財産を譲渡貸付できることとして助成することとしたのであります。

最後に、日本赤十字社は、その本来の業務に必要な資金について寄附金を募集し得る旨の規定を設けたのであります。日本赤十字社がその業務を行うに必要な経費につき社員の餉金で不足する分については、従来いわゆる「白い羽根募金」を毎年一回定期に実施して参つたのであります。これについては社会福祉事業に要する経費を除いた日本赤十字社本来の業務に必要な募金を行う場合には、厚生大臣に届出ることとし、更に特別の事情に基き必要な経費に當てるため臨時に実施する寄附金募集については、厚生大臣の許可を受けることとしたのであります。

なお、ここに申し添えておかなければならないことがございますが、それは現在こちらに付託されております日本赤十字社法案の第三十六条と第三十七条に關しまして、この定期の寄附金募集及び臨時の寄附金募集に關する規定に關しまして、衆議院におきましては修正が加えられました。その内容はこの二カ条を附則に移しまして、そして当分の間こういう方途を講じさせる、こういうことでございました。これに關連いたしました必要な条文、字句の整理をいたしましたのでござい

ます。この点を附加して申上げておきます。何とぞ慎重に御審議のほどを切にお願いを申し上げます。

○委員長(梅津錦一君) 提案理由の説明を頂きましたが、なお、質疑に入りまして、如何いたしましょうか。『どうぞお入り下さい』と呼ぶ者あり。

○委員長(梅津錦一君) それでは質疑に入りたいと思ひます。順次御質疑をお願いします。青柳さんのほうはお急ぎでございまして、成るべく御質疑を簡潔にお願いいたします。

○井上なつゑ君 結構でございますから……、私は資料の要求をいたしておきたいと思ひます。

○委員長(梅津錦一君) それでは質疑の件は次回に譲ることに御異議ございませんか。

○委員長(梅津錦一君) では質疑は次回に譲りたいと思ひます。

○中山善彦君 この赤十字法案の審議は昨日もちよつと打合会に申上げたのですが、各派からそれ〴〵小委員を選出して頂いて、小委員会で一応審議をするようにいたしましたほうが進行上早いと思ひますので、これを提案いたします。

○委員長(梅津錦一君) 只今中山委員から動議が出ましたが、如何いたしましょうか。

○山下義信君 中山君の動議に賛成いたします。

○委員長(梅津錦一君) 只今中山委員の動議に賛成した方が、如何いたしましょうか。

○委員長(梅津錦一君) 只今中山委員の動議に賛成した方が、如何いたしましょうか。

○中山善彦君 各派から一名くらいでいいと思ひますが……。

○山下義信君 そうですね。中山君の御動議に賛成いたします。

○委員長(梅津錦一君) それではそういうことで……。

○井上なつゑ君 只今、昨日から中山委員が小委員会を作りたいとおつしやつておりますけれども、只今山下委員の御賛成がございまして、それで各党から一名くらいとおつしやつておられますけれども、すでにこの赤十字法案につきましても、この委員会におきましても大分よくいろいろと御研究になつて頂いておると思ひますので、小委員といたしまして、三人とか五人しかおいでにならないかも知れませんが、本委員会といたしましては小委員会の人数ぐらいいしか出られませんか、これに本委員会に付託して頂きたい。初めから本委員会に御審議が願ひたいのでございまして、如何でございましょうか。

○委員長(梅津錦一君) 中山さんの御動議に對し山下さんは賛成でございしますが、異議がございしますので、如何いたしましょうか。

○山下義信君 井上さんの御意見も御尤もと思ひますが、一応昨日の理事会で御決定になりましたことですから、まあ理事会の御決定は尊重して、私もその動議に賛成しておるわけなんです。それでまあ小委員会でも十分御審議も願うわけでありまして、又それだけで済ませるというわけでもないわけですから、一応理事会の御決定通りにお運びを願うことが至当であらう、

こう思ふのです。

○井上なつゑ君 只今山下議員は昨日の理事会で決定したようにおつしやつておられますけれども、昨日の理事会は本日提案理由の説明を聞いた上で善処するということに決定したと存じておりますのでございしますが、如何でございましょうか。

○山下義信君 そういうことになつておりましたが、本日提案理由の説明を聞いた、そして小委員会を置くか置かんかということをおつたのです。小委員会の設置の動議をいきなり出してはいけませんから、御質疑があれば御質疑があつたその模様によらうというわけであつたわけでありまして、今御質疑もないようでありまして、資料の提出の御要求ぐらいいのようであります。そこで小委員会の設置の動議が出たと思ふのでございまして、これは昨日の理事会の申合せの通りに私は進んでおるのではないかと思ふのです。

○井上なつゑ君 もう一回申上げさせて頂きます。昨日は御承知のようにあの理事会では、私が再度申し上げまして誠に失礼でございしますが、何と申しましたか、梅津委員長も御承知のように、これは提案理由のこの問題に入りまして、ときにちよつと事故が起りました。提案理由の説明を聞いてからこの小委員会を作るか作らないかを決定するといふようなことであつたと思ふのでございまして、併し只今中山委員から動議もございましたし、山下委員のほうからもこれに賛成しておられますから、小委員会をお作りになるのでしたら、各党一人なんというのを決定しないで、この問題に關して興味を

持つたかを全部お入れになるよう何とか御善処して頂ければ、私は譲らないことはございせんから、どうか委員長、皆さんにお諮り願いたいと思ひます。

○中山善信君 この小委員会の指名と小委員長の指名は委員長に一任したいと思ひます。

○委員長(梅津錦一君) お諮りしたいと思ひますが、実は本日は各派全員揃つておりませんので、この程度で話し合いを終わりたいと思ひます。あとで異議が出て困りますから、大体この程度で話し合はまゝとつたということの後刻決定したいと思ひますが、委員の出席数によつて、後刻というものは本日の後刻でも結構でございます。

○山下義信君 委員長のお考えは御尤もでございますが、そうすると動議の扱いはどういふふうになりますか。

○委員長(梅津錦一君) 動議は成立しております。これだけの人数であれば成立しないわけでありませんが、実際にいうと定数を欠いておりますので……ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(梅津錦一君) 速記を始め、只今の中山さんの動議を取上げることに決定して御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(梅津錦一君) 動議は取上げることに決定いたしました。速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(梅津錦一君) 速記を始め、動議は取上げることに決定いたしました。動議は取上げることに決定いたしました。速記をとめて下さい。

○委員長(梅津錦一君) 速記を始め、動議は取上げることに決定いたしました。動議は取上げることに決定いたしました。速記をとめて下さい。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山下義信君 あれはちよつと、異議はありませんけれども、一応小委員の御決定は委員長に御一任ということになつておりますが、その小委員などはどうするかというところは小委員会のほうへ又お諮り願つたほうがいいのじやないかと思ひます。

○委員長(梅津錦一君) それでは小委員の指名に対しては指名権を私に御一任下さることで、小委員長に対しては後刻又打合せたいと思ひます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(梅津錦一君) それでは赤十字社法案の件に關してはこの程度で打ち切られて、次の議題に移りたいと思ひます。ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(梅津錦一君) 速記を始め、赤十字社法案に対する資料要求がございましたが、その藤森さん、井上さんの資料要求に対しては、事務のほうから手続をとるようにはしたいと思ひます。なお、小委員会を作ることについて、名前のつけたいと工合が悪いので名前をつけたいと思ひますが、何かよい案がございましたら……

○山下義信君 委員長に一任いたします。

○委員長(梅津錦一君) それでは考慮しておくことにいたします。速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(梅津錦一君) 速記を始め、それでは請願の件に關し、特飲街の事件でございますが、広島市大須賀町に特殊飲食店街設置反対の請願を議題といたします。請願の梗概について専門員のほうから御説明を願ひます。

○委員長(梅津錦一君) 速記を始め、それでは請願の件に關し、特飲街の事件でございますが、広島市大須賀町に特殊飲食店街設置反対の請願を議題といたします。請願の梗概について専門員のほうから御説明を願ひます。

○専門員(多田仁吉君) 本件は請願者は広島市の植木仙次郎君でございますが、件名は広島市大須賀町に特殊飲食店街設置反対というところでございまして、反対運動の代表者という資格において請願者が請願をしておるのでございまして。紹介議員は藤原道子先生と山下義信先生でございます。請願の要旨は広島市の鉄道の駅に近い大須賀町という所に特殊飲食店業者が特殊飲食店街を新規に設置するという計画を立てておるが、それを中止してもらいたいというのでございまして。

○委員長(梅津錦一君) 以上請願の梗概でございますが、もう少し詳しく御説明が願ひたいと思ひますが、状況等について……

○山下義信君 私から便宜補足したいと思ひます。この請願は御承知のごとくすでに春以来出ておられて、いろいろ御承知の關係で地方行政委員会は一応廻つておりましたので、今回当委員会に付託替えになりました。今後は奉じて特飲街の問題は厚生委員会が処理するという条件付きで、而もそれがこのたび原則が確定をいたしましたわけでございますが、この特飲街の事件は東京都内にありましたが、大變まあ地方の問題となつたために、広島県だけの問題ではなく、中国全体の兵庫県、岡山県、山口県等々との関連の問題になりました。相当地方の大きな問題となつておるわけでございます。この建築は或いはその処理の状況等につきまして、いろいろ検討を要する点もあるかに存じますので、この請願を審議願ひます。

○委員長(梅津錦一君) 以上請願の梗概でございますが、もう少し詳しく御説明が願ひたいと思ひますが、状況等について……

○山下義信君 私から便宜補足したいと思ひます。この請願は御承知のごとくすでに春以来出ておられて、いろいろ御承知の關係で地方行政委員会は一応廻つておりましたので、今回当委員会に付託替えになりました。今後は奉じて特飲街の問題は厚生委員会が処理するという条件付きで、而もそれがこのたび原則が確定をいたしましたわけでございますが、この特飲街の事件は東京都内にありましたが、大變まあ地方の問題となつたために、広島県だけの問題ではなく、中国全体の兵庫県、岡山県、山口県等々との関連の問題になりました。相当地方の大きな問題となつておるわけでございます。この建築は或いはその処理の状況等につきまして、いろいろ検討を要する点もあるかに存じますので、この請願を審議願ひます。

○委員長(梅津錦一君) 以上請願の梗概でございますが、もう少し詳しく御説明が願ひたいと思ひますが、状況等について……

○山下義信君 私から便宜補足したいと思ひます。この請願は御承知のごとくすでに春以来出ておられて、いろいろ御承知の關係で地方行政委員会は一応廻つておりましたので、今回当委員会に付託替えになりました。今後は奉じて特飲街の問題は厚生委員会が処理するという条件付きで、而もそれがこのたび原則が確定をいたしましたわけでございますが、この特飲街の事件は東京都内にありましたが、大變まあ地方の問題となつたために、広島県だけの問題ではなく、中国全体の兵庫県、岡山県、山口県等々との関連の問題になりました。相当地方の大きな問題となつておるわけでございます。この建築は或いはその処理の状況等につきまして、いろいろ検討を要する点もあるかに存じますので、この請願を審議願ひます。

○委員長(梅津錦一君) 以上請願の梗概でございますが、もう少し詳しく御説明が願ひたいと思ひますが、状況等について……

○山下義信君 私から便宜補足したいと思ひます。この請願は御承知のごとくすでに春以来出ておられて、いろいろ御承知の關係で地方行政委員会は一応廻つておりましたので、今回当委員会に付託替えになりました。今後は奉じて特飲街の問題は厚生委員会が処理するという条件付きで、而もそれがこのたび原則が確定をいたしましたわけでございますが、この特飲街の事件は東京都内にありましたが、大變まあ地方の問題となつたために、広島県だけの問題ではなく、中国全体の兵庫県、岡山県、山口県等々との関連の問題になりました。相当地方の大きな問題となつておるわけでございます。この建築は或いはその処理の状況等につきまして、いろいろ検討を要する点もあるかに存じますので、この請願を審議願ひます。

○委員長(梅津錦一君) 以上請願の梗概でございますが、もう少し詳しく御説明が願ひたいと思ひますが、状況等について……

○委員長(梅津錦一君) 以上請願の梗概でございますが、もう少し詳しく御説明が願ひたいと思ひますが、状況等について……

○山下義信君 私から便宜補足したいと思ひます。この請願は御承知のごとくすでに春以来出ておられて、いろいろ御承知の關係で地方行政委員会は一応廻つておりましたので、今回当委員会に付託替えになりました。今後は奉じて特飲街の問題は厚生委員会が処理するという条件付きで、而もそれがこのたび原則が確定をいたしましたわけでございますが、この特飲街の事件は東京都内にありましたが、大變まあ地方の問題となつたために、広島県だけの問題ではなく、中国全体の兵庫県、岡山県、山口県等々との関連の問題になりました。相当地方の大きな問題となつておるわけでございます。この建築は或いはその処理の状況等につきまして、いろいろ検討を要する点もあるかに存じますので、この請願を審議願ひます。

○委員長(梅津錦一君) 以上請願の梗概でございますが、もう少し詳しく御説明が願ひたいと思ひますが、状況等について……

○山下義信君 私から便宜補足したいと思ひます。この請願は御承知のごとくすでに春以来出ておられて、いろいろ御承知の關係で地方行政委員会は一応廻つておりましたので、今回当委員会に付託替えになりました。今後は奉じて特飲街の問題は厚生委員会が処理するという条件付きで、而もそれがこのたび原則が確定をいたしましたわけでございますが、この特飲街の事件は東京都内にありましたが、大變まあ地方の問題となつたために、広島県だけの問題ではなく、中国全体の兵庫県、岡山県、山口県等々との関連の問題になりました。相当地方の大きな問題となつておるわけでございます。この建築は或いはその処理の状況等につきまして、いろいろ検討を要する点もあるかに存じますので、この請願を審議願ひます。

○委員長(梅津錦一君) 以上請願の梗概でございますが、もう少し詳しく御説明が願ひたいと思ひますが、状況等について……

○山下義信君 私から便宜補足したいと思ひます。この請願は御承知のごとくすでに春以来出ておられて、いろいろ御承知の關係で地方行政委員会は一応廻つておりましたので、今回当委員会に付託替えになりました。今後は奉じて特飲街の問題は厚生委員会が処理するという条件付きで、而もそれがこのたび原則が確定をいたしましたわけでございますが、この特飲街の事件は東京都内にありましたが、大變まあ地方の問題となつたために、広島県だけの問題ではなく、中国全体の兵庫県、岡山県、山口県等々との関連の問題になりました。相当地方の大きな問題となつておるわけでございます。この建築は或いはその処理の状況等につきまして、いろいろ検討を要する点もあるかに存じますので、この請願を審議願ひます。

○委員長(梅津錦一君) 以上請願の梗概でございますが、もう少し詳しく御説明が願ひたいと思ひますが、状況等について……

○山下義信君 私から便宜補足したいと思ひます。この請願は御承知のごとくすでに春以来出ておられて、いろいろ御承知の關係で地方行政委員会は一応廻つておりましたので、今回当委員会に付託替えになりました。今後は奉じて特飲街の問題は厚生委員会が処理するという条件付きで、而もそれがこのたび原則が確定をいたしましたわけでございますが、この特飲街の事件は東京都内にありましたが、大變まあ地方の問題となつたために、広島県だけの問題ではなく、中国全体の兵庫県、岡山県、山口県等々との関連の問題になりました。相当地方の大きな問題となつておるわけでございます。この建築は或いはその処理の状況等につきまして、いろいろ検討を要する点もあるかに存じますので、この請願を審議願ひます。

○委員長(梅津錦一君) 以上請願の梗概でございますが、もう少し詳しく御説明が願ひたいと思ひますが、状況等について……

○山下義信君 私から便宜補足したいと思ひます。この請願は御承知のごとくすでに春以来出ておられて、いろいろ御承知の關係で地方行政委員会は一応廻つておりましたので、今回当委員会に付託替えになりました。今後は奉じて特飲街の問題は厚生委員会が処理するという条件付きで、而もそれがこのたび原則が確定をいたしましたわけでございますが、この特飲街の事件は東京都内にありましたが、大變まあ地方の問題となつたために、広島県だけの問題ではなく、中国全体の兵庫県、岡山県、山口県等々との関連の問題になりました。相当地方の大きな問題となつておるわけでございます。この建築は或いはその処理の状況等につきまして、いろいろ検討を要する点もあるかに存じますので、この請願を審議願ひます。

〔速記中止〕

○委員長(梅津錦一君) 速記を始め、厚生省設置法に対する件を議題といたします。質疑に入ります。

○山下義信君 厚生省の設置法の中で一番大きな問題は引揚援護法を内閣にするということなのです。それで次長を置くことになつておるといふことなのです。それで地方の支分部局ですか、そういう關係がずつと援護法について變つて来る。でこれはどういふふうになるのか。実は我々によくわからんのですが、でこういう説明を内閣委員会が開かなかつたので、こちらはいきなり行つてから異議を言つたのです。改めて厚生委員会が大体今度の厚生省の設置法がどういふふうに変更されるのか、又改正されることによつてどれだけの事務の渡りもあるのか、いろいろ前後の見通しも聞きたいというので、公安委員会が構成されたと思うのです。取りあへず引揚援護法に關してどういふふうになるのか、その變ることを実際に実施しようとするとういふふうには実施して行くのか、今遺族援護の事務をやつておるわけなんでありまして、それはその仕事の関連性を一週一つこちらの厚生委員会が明確に聞いておかないと、内閣委員会の連合委員会に行きまして又申上げ方もあろうかと思ひます。一遍政府から御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(木村忠二郎君) 援護法の現在の機構を申し上げますと、長官の下に次長がありまして、局が二つその下についております。総務課のほかは援護局と復員局と二つの局があります。援護局には現在課が九つ、それか

○政府委員(木村忠二郎君) 援護法の現在の機構を申し上げますと、長官の下に次長がありまして、局が二つその下についております。総務課のほかは援護局と復員局と二つの局があります。援護局には現在課が九つ、それか

○政府委員(木村忠二郎君) 援護法の現在の機構を申し上げますと、長官の下に次長がありまして、局が二つその下についております。総務課のほかは援護局と復員局と二つの局があります。援護局には現在課が九つ、それか

○政府委員(木村忠二郎君) 援護法の現在の機構を申し上げますと、長官の下に次長がありまして、局が二つその下についております。総務課のほかは援護局と復員局と二つの局があります。援護局には現在課が九つ、それか

○政府委員(木村忠二郎君) 援護法の現在の機構を申し上げますと、長官の下に次長がありまして、局が二つその下についております。総務課のほかは援護局と復員局と二つの局があります。援護局には現在課が九つ、それか

○政府委員(木村忠二郎君) 援護法の現在の機構を申し上げますと、長官の下に次長がありまして、局が二つその下についております。総務課のほかは援護局と復員局と二つの局があります。援護局には現在課が九つ、それか

○政府委員(木村忠二郎君) 援護法の現在の機構を申し上げますと、長官の下に次長がありまして、局が二つその下についております。総務課のほかは援護局と復員局と二つの局があります。援護局には現在課が九つ、それか

ら復員局は更にその中に庶務課のほか
に部が復員業務部、経理部、それから
留守業務部、それから第二復員局残務
処理、これだけの部がございまして、
そのほかには課が資料整理課、法務調査
課、それから整理審査課、審査二
課、審査三課という独立の課が、部に
属さない課があるというふうな非常に
複雑な組織になつておるのであります
。これは御承知の通りに引揚援護庁
の従来の方からこういふふうにな
つておるのであります、特に旧陸
軍、旧海軍の残務処理という仕事のた
めに復員局というものができてお
りますので、これが従来の資料のできてお
ります関係からいたしまして、陸
軍と海軍との資料が全然別にできてお
ります。これは御承知の通り、系統で
別の組織でやつておたわけでありま
す。従いまして、現在の遺族の援護等
の仕事をいたします上につきまして
も、一番大きな問題になります軍人
軍属に關しましては、それが果してど
ういふ身分の軍人軍属であつたか、そ
してこれの死亡、傷死の原因が公務に
よつたものであるかどうかという点に
つきましての調査につきましては、従
来の陸軍並びに海軍の持つておりま
した資料をその組織を使いまして明ら
かにする以外にはないのであります、
従いまして、現在できるだけさうい
うな機構をそのまま使ひましてやり
たいというふうに考えまして、現在ま
でその仕事を進めて参つておるわけ
でございまして、これを内局にいたし
ますれば、結局現在の案にいたしまし
ては、局の下に次長二人、そしてそ
の中にあつた課を幾つかに分けて、こ
の仕事をすることになるわけ

ありまして、それによりまして、仕事
が理論上から申しますとできま
すし、できないこともないというふう
に考えられるのであります。ただこの
事は私どもといたしましては、御承知
のごとく一年以内に完全に全部上げ
てしまふなければならぬ仕事であり
まして、その間一人の増員もこの仕事
については認められておらず、僅かに
若干の臨時要員の形で以て人を入れて
仕事をすること非常に切迫して仕
事をしなければならぬわけでありま
して、我々といひまして、これは仕
事をどういふふうにしたらば今の構成
で以て完全に果すことができるかとい
うことに苦慮いたしておるわけあり
ます。今度の機構改正案におきまし
ては、人員につきましては、殆んど現在
のままの人員で以てやるのでありま
して、従いまして人員の点から行きま
して、我々といひまして、この仕事が
現在と機構を変へましたために、非常
に能率が落ちるというところは人の数
から申しましたならば、言えないので
ないかと思つておるわけでありま
して、この間におきまして、我々とい
はして、非常に注意しなければならぬ
ことは、従来の機構をやつておるま
と、仕事の組織を動かすことにより
まして、その間におきまして能率が落
ちるということはないか、これは、私
どもといひましては、保証はいたし
かねるのじやないかと思つておりま
す。これにつきましては、どちらにい
たしましてでも政府といたしましては、
原案を出してこの審議を願つたので
ありますからして、これによりまして
きましては完全にその仕事を遂行し

て行くということに努めなければなら
ぬといふふうに考へておりますが、現
在非常に複雑な機構がそれ、の節約
がございまして、又運営に伴つて、で
きましては機構における各種の書類等
におきまして、それ、の従来の行き
方を整理いたしておりますので、これ
を改組いたしますことによりまして
ば、どういふものもその仕事の運用にお
きまして、我々といひましては、これ
で満足すべきものであるといふことは
なか／＼言ひかねるのじやなからうか
といふふうに思つておるのでありま
す。

○山下義信君 援護庁の職員は、今總
数何名ですか。

○政府委員(木村忠二郎君) 本庁に千
百十一名、地方に六百六十八名となつ
ております。地方と申しますと府県
じやございまして地方部局でござい
ます。

○山下義信君 わかりました、約千八
百名……これは外局だけで、あとの
課などはなんですか、これは内部規定
で、省令で定めるのでしょうか、法律
事項でありませぬけれども、課は大体
現状のままでございまして、若干の地
方支分部局でありますか、というもの
は法律で定めることになつております
が、大体の課はずつと従来の通りとい
う考え方ではございませぬか。やはり
影響を受けまして、課の統理配合とか
いうようなことをさせなければならぬ
といふことになつて来ましようか。

○政府委員(木村忠二郎君) 内部部局
になりますと、その中間を統轄する
機関がございませぬからして、従いま
して或る程度の課の整理はしなければ
ならぬらうと思ひます。

○山下義信君 それは大変なこと
で、課の整理統合をやらなければならぬ
といふことになつて来るといふと、今長
官の言われたように、大変に事務の渋
滞を来した、その事務の引継ぎから、
事務の所管管えから大変なことが起
て来る。この資料を前に……、この表
だと思ふのですが、五月一日現在の厚
生省の機構の配置表と、それから今度
改正後の法律に言われておる配置表が
あるようですが、比べて見てよくわか
らぬのです。引揚援護庁だけ切つて、現
在の機構と、それからそれが変わるとこ
ろを赤い線を入れたら一枚でわか
るような資料を作つて頂けません
か。厚生省のほうで作つて頂けまし
て、至急に一つ今この法律の上に現わ
れておる現われ方によつてございま
すから、この資料を一つ出して頂きた
いのです。

○委員(梅津錦一君) 今七分前にな
りましたが、まだ時間がございませ
んが、これで休憩に入りたいと思ひま
す。如何でございませぬか。よろし
うございませぬか……それではこのま
ま暫時休憩いたします。

午前十一時二十三分休憩

午前十一時四十一分開会

○委員(梅津錦一君) それでは休憩
前に引續いて再開いたします。

○山下義信君 援護庁のことで續いて
聞きたいのですが、先ほど一覽表のわ
かりやすいようなものをお出しして頂
いたのですが、表は表で頂きますか
ら、いま一つ地方支分部局ですね、設
置法の中で、なか／＼読みましては
かりにくいのですが、どういふふう
に変わるのか御説明を一つ願ひたいので

が。

○政府委員(木村忠二郎君) 地方支
分部局につきましては、これは大体変
りはないわけでありまして、現在あり
ます。地方支分部局をそのまま引継ぐもの
といふことになりまして、ただこれが引揚
援護庁の設置令に入つておりましたも
のを、こちらの設置法に入れるとい
うだけあります。

○山下義信君 そうですか、変りござ
いませぬか。そうすると舞鶴引揚援護
局というものが今後もあるのです。復員
連絡局というものもあるわけですね。

○政府委員(木村忠二郎君) さよう
でございます。

○山下義信君 それでは政務次官に伺
います、この今回の行政機構の改革
で、この閣議で決定と言ひますか、政
府の方針として厚生省のほうへどう
いふふうな原則と言ひますか、改革の基
準と言ひますか、そういうものが示さ
れたものはないか、どういふ点であり
ますか。

○政府委員(松野三三君) 実は私のほ
うに基本線というふうなものを厚生省
に示されたというものは私は聞いてお
りませぬ。大体これは閣議で全部おき
めになつたといふことだけでありま
して、そのときの方針は外局は全部な
くと、部制を全部廃止すると、この
二つが大きな基本線で、その上立に
行政管理局長官が原案をお作りにな
り、最後に閣議で各省大臣の御了解
を得られて、それを各省大臣提案でお
出しになつた。こういういきさつであ
りまして、私のほうの省内に特にどう
だこうだといふ具体的な御方針を示さ
れて、それによつて案を作つたといふ
働きかけでございませぬ、主として行

政管理庁が各省の意見を事務的に購取して、これを一括閣議にかけられたといういきさつだと私はこう承知しております。

○山下義信君 わかりました。

○谷口彌三郎君 私から一、二お伺いしたいと思ひます。今回の機構改正によりますという、公衆衛生局には次長を置いて、環境衛生部などは廃止するということですが、そのほかが実際に運用ができると思ひなうとなつて、こういうふうにお改訂にならうというのでありましようか。それらの点の可否を一つお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(松野頼三君) 公衆衛生局に次長を置くという案には私のほうはなつておらないと思ひますけれども、政府としては、今の次長を置くということにはなつておらないのでございませう。政府の原案には……。

○谷口彌三郎君 そうですか。そうすれば単に環境衛生部とかいうものを除けたままで、そのままでやつて行けるというわけですね。

○政府委員(松野頼三君) 原案は環境衛生部を除けたままになつております。

○谷口彌三郎君 そうですか、又あとで……この統計調査を今度はこのようにして調査部を廃止すると、この調査部を廃止するということは、現在のようになつて統計調査部は厚生省方面には特に必要な部でありまうし、殊に最近はずいぶん拡充されなければならぬというふうな場合に、部をやめてしまつて、そうして調査部ができたということ、実際にうまく行くようにお考えになつておりますでしょうか、どう

でしょうか。

○政府委員(松野頼三君) 実はうまい行くつもりでおるのでありまして、勿論過去においてこういう例はやつたことはございませうから、うまい行くのだという実証を挙げると言われまうと、甚だ実は困るのですが、そういう閣議の方針がそこに来ましたので、それに合せて部制を廃止した、部制を廃止して、三課をいきなり官房に入れた、これをやるということは、これは甚だ無理なことでもありまうし、仕事の性格上、殊に統計調査という特別の性格を持つておりますので、会計課、総務課と同様に統計調査部の三課と一緒にやることもこれはなか／＼無理なことではありますので、こういう特殊な仕事という意味で、特別に監を置きまして、この監によつて大臣の補佐をしてもらう、こういうつもりで監というものを置きまして、やれるかやれないかと言われまうと、甚だ実は過去においての実績がございせんので、まあ有能な官吏を有しております厚生省です。統計調査部によつてこの運営を丁度補佐して行きたいと、こう考えたわけでございます。

○谷口彌三郎君 なお又医務局などにおいて、次長を今度は廃止するということ、これは案らしいのでございませうが、これも次長なるものがないということ、これは、医務局の今後のやり方が非常に困るだらう、殊に現在では国立病院の地方移譲などという大きな問題までも抱え込んでおられる際に、次長を除けるということ、これはよほど困りはせんかと思ひますが、如何でしやうか。

○政府委員(松野頼三君) 谷口委員の

御指摘のように、これは実はその案が一応話をされましたときに、早速実は私も行政管理局長官に所管の政務次官として、これは性格が違ふのだと、局長が専門家であらせられるから事務官の補佐官として次長が今まで存置してあつたので、これは性格が違ふという認識を改めてもらいたいという説明にも参りましたが、そのときの行政管理局長官のお答えに、建設省の道路局長が技官であるが、次長はあらなくて総務課長制でやつておるから厚生省もやれという御答弁だったので、併し私はそのときお話ししたことは、厚生省は実は違ふのであつて、御承知のように直接全部やるのだと、道路事業のように請負事業をしないで全部これは直轄工事であります。下の看護婦から下の全病院、全療養所合せて四百幾つという膨大なものを持つており、而も人員が三万人というふうな性格を持つておりますから、これはどうもなか／＼むづかしいのだという認識の話しもしましたが、結論において内閣の行政機構改革の大綱に援助してくれというわけ、原案が出たわけでありまして、さて私もこの仕事の量に應じて、医務局長一人でこれをやれということになりまうと、なか／＼医務局長もよほど八面六臂、大掛りな仕事を頂かないとやれないという仕事を持つております。併しとにかく一応こういう案で苦しいながらもやつてみるというわけ、提案いたしました、非常な心配と苦勞をしておりますが、内閣の方針に従つて次長を廃止したと、こういうわけでございます。

○政府委員(松野頼三君) 官房長の問題は先日も厚生と内閣の合同委員会をおやりになりましたときに行政管理局長官に御質問があつたようでございますが、実は私もその答弁を聞いておりませんが、行政管理局長官の御意見は知りませんが、私も厚生省としまして、今度いよいよ内局案になりました、七局というものになりますと、ここに官房長という制度が各省において相當な効果を挙げておられるならば、厚生省もこの行政機構改革の際に他の省の長所を取入れて、私のほうも官房長制度を置いて運営して行きたいという構想を持つておりましたが、何にいたしまして、この行政機構改革の第一点は、この際行政機構の改革は先ず部制と外局制を廃止することに第一点があるものでありまして、新しい、新規な構想はこの際一応遠慮いたした形でありまして、将来仮にこの原案の通りに実施されました場合に、七局というものが厚生省にできましたならば、その運営上他の省の長所を入れるという意味から行きてまうと、こういう官房長という構想が出て来ると思ひますが、今度の行政機構改革の場合は私たちがそこまで実現ができませんでした。

○谷口彌三郎君 私はこれで一応……。

○井上なつゑ君 ちよつとお伺いいたしますが、この統計調査部を廃止されて統計調査監ということになるの、この只今の統計調査部

にはたくさんさんの機械が置いてございまして、たくさんの方がいるのですけれども、あれはどういうふうになるの、ございませうか、仕事を皆縮められるつもりなんですか、ちよつとお伺いいたしましやうか、ちよつとお伺いいたしましやうか、ちよつとお伺いいたしましやうか。

○政府委員(松野頼三君) 今度の行政機構改革案には部長と外局の長官以外の人事には一切触れておりません。一切課長の課の移動も考えておりません、まして課内の事務官の人員までは一切触れておりません。

○井上なつゑ君 じやもう一つお伺いいたします。それでは只今の統計調査部の仕事をそのままやつて行くというわけでございますか。そういたしまして、厚生省の各局の様子をちよつと見ておきますと、各局でも何だか知りませんが調査をやつておるようでございます。そこで統計調査部と各局の調査との重複はどういうふうにして避けておられるの、ございませうか、細かいことなんです、ちよつとお伺いいたしましやうか。

○政府委員(松野頼三君) 統計調査部長をして答弁いたさせます。

○政府委員(曾田長宗君) 原則といたしましては、成るべく統計調査部で取りまとめ統計調査をいたし得ますものはお引受けするという建前を取つておるのでございませう。であります、仕事の性質上現局が立案をいたし、又調査の指導監督をするというふうなことがより適当だと思はれるようなものにつぎましては、統計調査部に技術的な相談協議をいたしまして、その上で決定実施するといふようにいた

しておりますので、御指題の通り統計調査部で担当しております統計調査は若干ございすけれども、おおむねそういう方法で今のところ支障なく行つておるのじやないかと思ひます。ただものによりましては、はつきりこの実施の一部分、或いは整表というやうな部分は初めから統計調査部が担当するといふ企画でいたしておるものもございす。今後ともその連絡は密にして参るつもりでおります。

○井上なつゑ君 もう一つお伺ひいたします。それでは只今の御説明でよくわかりました。特別のものは、専門のものは各局でおやりになります、全体のものは統計調査部で、若し先ほどから谷口委員のおつしやいますやうな、この西部太平洋でございすか、何でございすかW・H・Oかの会議がございまして、そうした統計調査をしなければならぬということになります、只今の統計調査部が監になりましてもおできになるとお考えになるでしようか、ちよつと伺ひたいと思ひます。

○政府委員(會田長泉君) 先ほど次官からお話がございましたように、何しろ新しい制度でございすので、私どもとしてはさうに改革になりますれば、新しい制度の下でできるだらうまい仕事を進めて行くようにいたしたいといふやうに考えておりますが、仕事はいろいろ企画、或いは資料の収集、整表、解説或いは刊行というやうな多岐な仕事に亘つておりまして、又幾つかの課に分散されて一つの調査が行われるやうな工合になつておりますので、かなり強くこれを連絡統制して参る必要はあると思ひます。どうして

も先ほど申されましたようにばら／＼では困りますので、監というものが置れることになりましたのですが、監でうまく参りますかどうか、できるだけ努めて行きたいといふやうに考えております。

○委員長(梅津錦一君) 速記をとめて……。

〔速記中止〕

○委員長(梅津錦一君) 速記を始めて下さい。先ほど問題になりました日本赤十字法案に対する小委員会設置の件は決定しましたが、その名称がまだきまつておりませんので、小委員会の名称を日本赤十字社法案に関する小委員会としようという名を付けたと思ひますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(梅津錦一君) そう決定いたします。なお小委員には中山寿彦君、長島銀蔵君、大谷盛潤君、井上なつゑ君、藤森眞治君、山下義信君、河崎ナツ君、谷口彌三郎君、深川タマエ君、以上九名でございすますが、御了承願ひたいと存じます。

○委員長(梅津錦一君) 次に国立病院特別会計所屬の資産の譲渡等に関する特別措置法案でございすますが、この件に關しましては、審査の都合上厚生・大藏連合委員会の審査が終了と同時に医療に関する小委員会に審査を委託したいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(梅津錦一君) さよう決定いたします。

○委員長(梅津錦一君) 次に厚生省設

置法の一部改正法案に対して内閣委員会のほうに決議を申入れたいと思ひますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(梅津錦一君) それでは決議案文を朗讀いたします。

厚生省には内局として七局があり、事務の分量も極めて多いだけでなく、その所管事務と技術に亘る複雑なものであり、更に官房内に二つの監もあるものでこの際官房を統轄する官房次長を必要とする。

今次国会において制定された戦傷病者、戦没者遺族等援護法施行の中心をなす年金、弔慰金等の支給資格に関する裁定事務を所定の期間中に行わしめるには、引揚援護庁を内局とすることは少くとも今年度中は避けるべきである。よつて引揚援護庁を廃止して厚生省の内局とすることは明年四月一日まで延期すべきである。

医務局はその所掌事務の性質から見ても分量から見ても局長のほかこれを助けて局務を整理する次長の存置を必要とする。

公衆衛生局は元予防局、公衆衛生局の二局の所掌をしていた事務をこの局一局で所掌している關係上、この局の環境衛生部を廃止した場合に局長を助けて局務を整理する次長の設置を必要とする。

統計調査部は本年国際統計講習会が東京で開催され、各国より統計専門家が来集せられ、我が国の統計処理状況、組織等が研究課題になるため少くとも本年度中は存置すべきである。

以上でございす。なお、これ以外

に説明乃至補足すべき文章については御一任頂けるでしようか。

○山下義信君 字句については委員長に一任します。

○委員長(梅津錦一君) 字句については御一任願ひたいと存じます。速記をとめて……。

〔速記中止〕

○委員長(梅津錦一君) 速記を始めて下さい。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時二十八分散会

六月十二日本委員会に左の事件を付託された。
一、日本赤十字社法案(衆)